

「お口の健康事業」の手順

※利用券の申請手続きが必要です。詳しくは裏面参照

ステップ
1

歯科医院へ予約

事前に「お口の健康事業」の希望を伝え予約
「A.お口さわやかコース(歯面清掃)」か
「B.歯周病検診コース」の希望を伝える。

ステップ
2

来院・利用券提示

《持ち物》

- 利用券
- マイナ保険証、資格確認書

※保険証に紐付けされていないマイナンバーカードでは確認できません。
※事前に窓口へ提出します。診療後の申し出では対応できません。

利用券の枚数に応じて自己負担が発生します。「B.歯周病検診コース」では利用券4枚に加え500円が必要です。

ステップ
3

希望のコース実施

状況に応じて治療の相談もできます。

後日、保険診療にて歯石除去や必要に応じてレントゲン検査が可能となります。

柏市国民健康保険・ 千葉県後期高齢者医療保険 保健事業利用費助成制度

ご案内



対象

- ① 柏市国民健康保険の18歳以上(各年度末現在)の被保険者
 - ② 市内在住の千葉県後期高齢者医療の被保険者
- ※いずれも前年度以前の保険料が未納の場合は交付できません。
※①②について被保険者の資格がなくなったとき(資格喪失日を含め)利用はできません。

利用券の申請方法

- ① 公的機関発行の本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認書、運転免許証等)を持って、保険年金課(市役所本庁舎1階)・沼南支所・柏駅前行政サービスセンター・各出張所へ直接。
申請はこちらから
 - ② 柏市ホームページより、電子申請も可。
- ※審査のうえ、後日、利用券を郵送します。



交付枚数

1年度につき1人8枚
(1枚1,000円相当)

利用できる内容

- ① はり等施術
- ② お口の健康事業
1回の費用4,000円に対し、1~4枚使用可。
- ③ 運動事業

※要する費用の差額は、自己負担となります。



柏市国民健康保険・千葉県後期高齢者医療保険

保健事業利用券

くち
お口の
健康事業



問い合わせ

柏市 健康増進課 ☎04-7191-2594
(保険年金課共通 電話受付)



からだの健康は 歯とお口から

「むし歯」、「歯周病」は歯を失う2大原因です。毎日楽しく豊かに生活するためにも、歯とお口が健康であることはとても重要です。むし歯や歯周病になっても、お口の中だけのことと、思っていないませんか？

歯周病は全身の様々な病気（誤嚥性肺炎、糖尿病、心筋梗塞、動脈硬化、肥満、がん、早産、低体重児出産等）に関わっていることがわかってきています。日頃から歯とお口、全身の健康を意識しましょう。

利用するにあたり

柏市では、生活習慣病の発症や重症化の予防のために、「柏市国民健康保険等保健事業利用費助成」による、各種保健事業を行っています。

A. お口さわやかコース(歯面清掃)

歯みがきでは、なかなか落とすことができない歯垢や色素などを落とします。

B. 歯周病検診コース

歯周病とむし歯のチェックを行います。

お口の健康事業コース選択(所要時間 概ね20分)

A. お口さわやかコース(歯面清掃)

- ・歯やお口(入れ歯)の確認
- ・歯(入れ歯)の清掃
- ・フッ化物で歯質の強化
- ・歯みがき指導など(必要時、染めだし可)

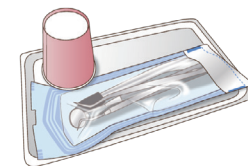


※上記内容をすべて行うものではありません。
※歯石除去などの医療行為はできません。

利用券4枚 (4,000円相当)

B. 歯周病検診コース

- ・問診
- ・むし歯の有無
- ・歯周ポケットの測定など



※レントゲン撮影はできません。
※年度末年齢20・30・40・50・60・70・76歳の方は、別途柏市から送付される案内をご利用ください。

利用券4枚 + 500円(4,500円相当)

※お口の健康事業は治療ではありません。優先するべき事がある時は治療をおすすめすることがあります。

ご注意ください

- 保険治療の費用に、利用券は充当出来ません。
- ご利用の際は利用券とマイナ保険証、資格確認書を必ずお持ちください。
- 1回の利用につき利用券は1～4枚必要です。利用券の枚数に応じて自己負担が発生します。
- 「お口の健康事業」は指定された歯科医院でのみ実施しています。



利用できる施設は
こちらを
ご確認ください。

